

| 区分 | 軽自動車の所有者 | 運転者 | 使用の目的 |
|-----|-----------------------|-------|-------------------------------|
| (ア) | 本人※1 | 本人 | 特に問わない。 |
| (イ) | 家族※2 | 本人 | 本人の通学、通院、通所、生業などのために専ら使用すること。 |
| (ウ) | 本人 | 家族 | |
| (エ) | 家族 | 家族 | |
| (オ) | 身体障害者などのみで構成される世帯の構成員 | 常時介護者 | |

※1 「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者（以下「身体障害者など」という）です。（障害の級・程度によっては対象とならない場合があります）
 ※2 「家族」とは本人と生計を同じくしている人です。

対象となる軽自動車
 自家用車で次の表の区分(ア)から(オ)のいずれかに該当するもの。

障害がある方の 軽自動車税の減免制度

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

障害のある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。
 ※ 軽自動車には原動機付自転車（125CC以下）、二輪車（250CC以下）および二輪の小型自動車を含みます。

減免申請の手続き

5月31日(木)までに市民税務課へ。
 5月10日ごろに、納税通知書を発送する予定です。同封の案内文で、減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などを確認してください。

米合衆国軍隊の 構成員などの納付方法

米合衆国軍隊の構成員やその家族の方が所有する軽自動車（Aナンバーの車両）に対する税金は、通常の納付書では支払えません。市民税務課で証紙を購入し、納税してください。

※ 支払いは市民税務課で取り扱います。銀行やその他の金融機関では取り扱えません。

軽自動車税の グリーン化特例(軽課)



問い合わせ 市民税務課 ☎2127

地方税法の改正により、燃費基準で税率が軽減されるグリーン化特例（軽課）が平成31年度まで延長されました。また、燃費基準なども見直されています。

平成29年4月から平成30年3月までに初めて車検を受けた軽自動車で、表の新しい燃費基準を満たすものがグリーン化特例（軽課）の対象となります。

※ 平成29年度に軽課を受けた車両は、平成30年度は対象になりません。

| 軽減率 | 区分 | 対象基準※ |
|-------|--------|--------------------|
| 75%軽減 | 乗用・貨物用 | 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 |
| 50%軽減 | 乗用 | 平成32年度燃費基準 + 30%達成 |
| | 貨物用 | 平成27年度燃費基準 + 35%達成 |
| 25%軽減 | 乗用 | 平成32年度燃費基準 + 10%達成 |
| | 貨物用 | 平成27年度燃費基準 + 15%達成 |

※ 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両、または平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物などを低減する車両に限ります。
 ガソリン車・ハイブリッド車は、平成30年排出ガス規制に適合し、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物などを低減する車両、または平成17年排出ガス基準に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物などを低減する車両に限ります。
 この燃費基準の変更による軽自動車税額（税率）の変更はありません。